

# 京都市介護サービス事業者業務管理体制に関する検査実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効率的な検査の実施及び不正行為の未然防止、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とする。

## (検査の種別)

第2条 検査の種別は次のとおりとする。

### (1) 一般検査

一般検査は、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の内容及び法令遵守義務の履行の確保のための取組について把握し、介護サービス事業者の法令遵守に係る取組の促進を図ることを主眼とする。

### (2) 特別検査

特別検査は、介護サービス事業者の指定等取消処分の対象となることが予定される場合において、事実関係を的確に把握し、適切な措置を執ることを主眼とする。

## (検査体制)

第3条 検査は、保健福祉局保健福祉部監査指導課の職員が、所属長の指示を受け、実施する。

## (検査方法)

第4条 検査方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 検査は原則2名以上の者をもって行い、そのうち1名は、原則として係長以上の職にあるものを充てる。

### (2) 報告等

業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、介護サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者等の当該指定に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に係る施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

### (3) 検査結果の通知等

ア 検査の結果、勧告等に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、文書によってその旨の通知を行うものとする。

### イ 報告書の提出

当該サービス事業者に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

## (検査後の措置)

第5条 法第115条の32第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認められた場合には、法115条の34の規定により勧告、命令等の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

介護サービス事業者と同基準に違反する事実が確認された場合、当該指定介護サービス事業者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該介護サービス事業者は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

介護サービス事業者が正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令した場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該介護サービス事業者は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(法に基づく権限行使)

第6条 前2条の規定は、法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は平成25年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。